

# 災害に強い安全な国土づくりに向けた課題

## ～来たるべき南海地震に備える高知県～

### 1. はじめに～東日本大震災の発生を受けて～

高知県沖の南海トラフで発生する南海地震の発生確率は、今後30年以内に60%程度とされています。本県にとって、昨年の東日本大震災による深刻な被害は決して他人ごとではありません。県ではこの震災から多くのことを学び、これまでの取り組みをもう一度検証しながら、南海地震対策の加速化と抜本的な強化に取り組んでいます。

### 2. 高知県版第1弾津波浸水予測

3月末に、南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の第一次報告が内閣府から公表されました。発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの震度や津波高であり、黒潮町や土佐清水市では想定津波高が30mを超えるなど、本県は全国で最も厳しい数値が示されました。

これに対し具体的な対策を進めていくためには、陸上部における浸水深や浸水域、到達時間を早期に示す必要があると考え、5月10日には第1弾となる本県独自の津波浸水予測を公表したところです。併せて、この最大クラスの津波に対しても、県民の生命を確実に守ることを念頭に、津波避難対策を1日でも早く進めていくための取り組みも示すこととしました。

### 3. 具体的な取り組み

今回の浸水予測により、新たに108の地域で津波避難計画の策定が必要となりました。地域で具

体的に避難場所の見直しを進めるにあたり、県では、さまざまな避難方法の実行可能性を多方面から検討したうえで、避難シェルターなど新たな選択肢を増やす取り組みを進めています。

#### ①避難方法選択のガイドライン等の検討

適切な避難先の確保にあたり、それぞれの地域に適した避難方法が選択できるよう、有識者による検討会を立ち上げ、避難場所選びのガイドラインを策定中です。この中では、いわゆる事前復興の観点から効果のある高台移転についても選択肢として検討していきます。

#### ②新たな避難先である津波避難シェルター

地震発生後の津波からの避難先として、これまでの高台や避難ビル、避難タワーなどへの垂直避難に加え、津波高が巨大であったり津波の到達時間が短い場合には、津波避難シェルターなどによる横方向や下方向への避難についても、産学官連携のもと技術的な検討を行っています。

#### ③市町村向けの財政支援制度の創設

避難場所の選定が完了した地域から、住民が確実に避難できるよう、市町村が避難施設の整備に着手します。その際の市町村負担を実質的になくす新たな財政支援制度を本年度に創設しました。この制度により、平成25年度末までに県内の津波避難施設の整備を概成させる考えです。

この支援制度創設や津波浸水予測の公表により、避難施設の整備が大幅に加速しています。市町村が本年度に実施予定の津波避難対策事業

高知県知事 **お ぎき** **まさ なお**  
**尾 崎 正 直**



費は、昨年末時点では13億円程度でしたが、本年5月に要望を再集計した結果事業費は約80億円に増え、避難タワー33基、避難路・避難場所305箇所などの整備が予定されています。

#### ④こうち防災備えちよき隊

地域の地震・津波への取り組みを県として積極的に支援する目的で、「こうち防災備えちよき隊」の隊員を地域の要請に応じて派遣する仕組みを創りました。この組織は県の技術職員OBや日本防災士会高知県支部、大学の学識経験者などで構成され、隊員の防災に関する経験やノウハウを地域の防災力向上に活用しようとする取り組みです。

#### ⑤ハード施設の整備方針

海岸や河川堤防など県民の生命や財産を守るハード施設については、引き続き一刻も早い整備を目指しています。発生頻度の高い地震への備えを基本に、最大クラスの津波に対しても避難時間を稼ぐなどの減災効果が発揮できる粘り強い構造とすることを基本方針として整備を進めています。

### 4. 高知県版第2弾津波浸水予測

今年の秋頃には、県の総合的な津波避難対策の根幹とするため、第2弾の津波浸水予測の公表を予定しています。この予測では、最新の地形データや防潮施設などの構造物データを用い、津波の河川遡上も考慮するなど、さらに詳細な検討を行います。避難時間を確保するための堤防の耐震化

等も含め、多重防御を検討するための基礎資料にしたいと考えています。

さらに、過去に来襲した津波痕跡について、古文書等の記録や津波堆積物調査の結果を津波浸水予測図に重ね合わせ表示するなど、単に津波浸水予想図を県民に提示するのではなく、津波の来襲状況や浸水範囲をより現実のものとして実感しやすい形に加工し、提示するよう考えています。

### 5. おわりに～南海トラフ特別措置法の制定に向けて～

南海トラフを震源とする巨大地震対策を確実に進めていくためには、これを国策の中心に据え、強力で推進する体制を構築し、東海から九州までを包括的にカバーする特別措置法を制定することが極めて重要です。このため、これまでにも「東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力で進める9県知事会議」で政策提言を行うなど、連携した取り組みを進めてきました。

東日本大震災での大津波の脅威を教訓に、事前復興の観点も含む津波対策の推進や、財源支援措置の充実、さらには南海トラフ沿いでの予知観測体制の早期確立などを柱とした新たな法の制定を是非とも実現しなければならないと考えています。

南海トラフ巨大地震対策特別措置法案は、6月21日に議員立法として国会に提出されました。今後は、この特別措置法が早期に成立されることを期待しています。